

特別障害者手当等の所得制限【令和7年8月～】

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

受給資格者(重度障害児又は特別障害者)もしくはその配偶者又は受給者本人と生計を維持する扶養義務者(同居する受給資格者の父母等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者)の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されない。

特別障害者手当等の所得制限限度額表(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額 (参考:収入額の目安)	所得額 (参考:収入額の目安)
0	3, 661, 000 (約5, 252, 000)	6, 287, 000 (約8, 319, 000)
1	4, 041, 000 (約5, 728, 000)	6, 536, 000 (約8, 586, 000)
2	4, 421, 000 (約6, 203, 000)	6, 749, 000 (約8, 799, 000)
3	4, 801, 000 (約6, 668, 000)	6, 962, 000 (約9, 012, 000)
4	5, 181, 000 (約7, 090, 000)	7, 175, 000 (約9, 225, 000)
5	5, 561, 000 (約7, 512, 000)	7, 388, 000 (約9, 438, 000)

(注)

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額。

(1)本人の場合は、

①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額。